

選択制の対象品について

令和6年4月から、一部の福祉用具において貸与と販売の選択制が導入されました（固定用スロープ、歩行器、単点杖・多点杖 ※歩行車、松葉杖は除く）。

選択制の福祉用具の利用にあたり、福祉用具専門相談員および介護支援専門員の方は次のプロセスを実行してください。

- 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット・デメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供する。
- 利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案する。
- 福祉用具専門相談員は、必ず販売前に担当の介護支援専門員と情報連携する。

購入費の申請について

選択制の福祉用具の購入費を申請する場合、申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に次の情報も記載してください。

- **使用場所**（スロープの設置箇所※、杖・歩行器は屋内用か屋外用か）
- **購入数**（同一商品を複数購入する場合）

《例》 3 cmスロープをトイレ入口に2点、5 cmスロープを玄関ポーチに1点。
屋内歩行用にロフトランドクラッチ1点、屋外歩行用にプラットフォームクラッチ1点。

- **貸与ではなく購入を選択した理由**

《例》 利用者の心身の状態が安定しており長期の使用が見込まれ、レンタルより購入したほうが利用者負担を抑えられる。

※ スロープ複数個購入にあたって設置個所の記載が難しい場合は、スロープ設置箇所を明記した平面図の添付することで「福祉用具が必要な理由」欄への記載省略可能。

販売後のモニタリング等（福祉用具専門相談員が実施）

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うように努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。